

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条

当社は、株式会社朝日ラバーと称し、英文では ASAHI RUBBER INC. と表示する。

(目的)

第 2 条

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 工業用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、取付、販売
- (2) 医療・衛生用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、取付、販売
- (3) 運動用具用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、取付、販売
- (4) 玩具用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、取付、販売
- (5) 衣料用のゴム製品並びにプラスチック製品の研究、開発、製造、加工、取付、販売
- (6) 半導体製品の製造、加工、取付、販売
- (7) 金属製品の製造、加工、取付、販売
- (8) ゴム練生地の製造、販売
- (9) プラスチック原料の販売
- (10) 有機系化合物並びに無機系化合物の研究、開発、製造、販売
- (11) 金型の設計、製作、販売
- (12) 医療機器の製造、販売
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条

当社は、本店を埼玉県さいたま市大宮区に置く。

(機関)

第 4 条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告は電子公告により行う。

2.

やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、1,150万株とする。

(自己株式の取得)

第7条

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3.

当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、質権の登録、信託財産の表示、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2.

前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条

当会社の定時株主総会は、毎年事業年度の末日の翌日より 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(電子提供措置等)

第 14 条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2.

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(招集者および議長)

第 15 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2.

取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席

した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.

会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2.

前項の場合において、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名して、これを 10 年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

2.

当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2.

取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役社長および役付取締役)

第22条

- 取締役会は、その決議によって、取締役の中より社長を選定し、社長は会社を代表する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。
 3. 第1項のほか、取締役会はその決議によって、会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(業務の執行)

第23条

- 取締役社長は、取締役会の決議に基づいて、会社業務を執行し、かつその全般を統轄する。
2. 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、その他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。
 3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発するものとする。
ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2.

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条

当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第28条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条

取締役会の運営については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条

取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2.

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条

監査等委員会の招集通知は、会日 3 日前までに各監査等委員に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 34 条

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規則）

第 36 条

監査等委員会の運営については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 37 条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条

会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第41条

当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第42条

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第43条

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経てなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2.

未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条

当社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2.

第46回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

制 定 1970年 4月 1日

一部変更	1993年 3月 8日
一部変更	1993年 6月 28日
一部変更	1994年 6月 28日
一部変更	1997年 6月 27日
一部変更	1998年 6月 19日
一部変更	1999年 6月 22日
一部変更	1999年 12月 21日
一部変更	2000年 6月 27日
一部変更	2001年 6月 26日
一部変更	2002年 6月 26日
一部変更	2003年 6月 26日
一部変更	2004年 6月 24日
一部変更	2006年 6月 22日
一部変更	2008年 6月 26日
一部変更	2009年 6月 26日
一部変更	2010年 1月 6日
一部変更	2013年 9月 25日
一部変更	2013年 12月 2日
一部変更	2015年 6月 23日
一部変更	2016年 6月 21日
一部変更	2022年 6月 21日
一部変更	2023年 3月 2日